

有機転換推進事業の条件

交付申請者（農業者）

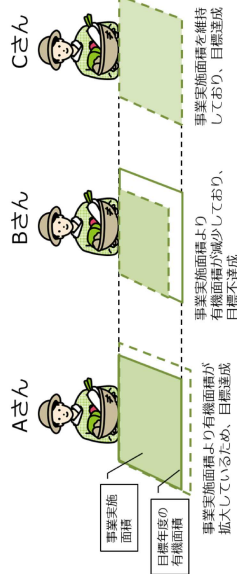
以下の基準をすべて満たす農業者が対象です。

- ・国際水準の有機農業に新たに取り組み農業者（慣行からの転換者又は新規就農者）
 - ・営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
 - ・販売を目的としていること
 - ・本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること
- ※すでに有機農業を実践している農業者が、同一品目で面積を拡大した場合は**本事業の対象となりません。**

補助率 10aあたり2万円以内 ※最小申請単位 10a

成果目標

事業実施年の翌々年（2年後）に、**事業対象となる有機農業者の有機農業に取り組みほ場面積が維持または、拡大していること**



事業対象となる栽培期間

本事業開始後（みどりの食料システム戦略推進緊急対策事業交付等要綱制定後）に、**播種・定植等を行い、令和6年3月末までに収穫・販売が見込まれるもの。**

※改植等を伴わない果樹等多年生作物において有機農業に転換する場合、使用禁止資材（化学合成肥料・農薬等）の使用を中止した時点で事業開始後であれば対象となります。

対象農地

- ・交付申請時に既に有機農業の取組が行われている農地は含まない（下記図のとおり）
- ・販売目的の作付けが行われている農地
- ・肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行っている農地

図 転換前（赤枠）と転換後（青枠）の農地の考え方

